

南三陸町高圧電力利用事業者電気料支援金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症の拡大や原油価格及び燃料費調整額の上昇に伴う電気料金の高騰の影響を受けている町内事業者の事業の継続を支えるため、南三陸町高圧電力利用事業者電気料支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小売電気事業者 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第2項に規定するみなし小売電気事業者を含む。）をいう。
- (2) 高圧電力利用施設 町内で事業を営む事業者が、当該事業者の事業の用に供するため所有し、管理し、又は占有している町内に所在する事業用施設（店舗、工場、事務所その他の事業所をいう。以下同じ。）であって、小売電気事業者から電力供給を受けている施設をいう。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設を除く。
- (3) 高圧電力利用事業者 南三陸町中小企業・小規模企業振興基本条例（平成30年南三陸町条例第19号）第2条第1号に規定する中小企業者、同条第2号に規定する小規模企業者又は同条第3号に規定する地域事業者であって、町内に高圧電力利用施設を有するものをいう。

(支給対象事業者)

第3条 支援金は、高圧電力利用事業者であって、次の要件を全て満たすもの（以下「支給対象事業者」という。）に対して支給するものとする。

- (1) 支給申請時点において町内に高圧電力利用施設を有し、当該施設で現に事業を行っており、支援金の支給後においても当該事業を継続する意思を有していること。
- (2) 町内に有する高圧電力利用施設に係る電気料金を現に負担していること。
- (3) 南三陸町暴力団排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 町税に滞納がないこと。

(支給対象経費)

第4条 支援金の支給対象経費は、支給対象事業者が高圧電力利用施設において小売電気事業者から供給を受けて令和4年7月から令和4年11月までの期間に使用した電力量の総量に係る電気料金とする。

2 前項の支給対象経費は、支給対象事業者による電気料金の支払いが完了しているものを対象とする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、前条第1項に規定する支給対象経費に1キロワットアワー当たり5円を乗じて得た額とし、100万円を上限とする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(支給申請)

第6条 支援金の支給を受けようとする支給対象事業者（以下「申請者」という。）は、南三陸町高圧電力利用事業者電気料支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長が別に定める期限までに町長に申請しなければならない。

- (1) 高圧電力利用施設一覧（様式第2号）
- (2) 支給対象経費に係る契約名義、小売電気事業者の名称、使用場所、電圧等契約種別、使用した月、使用電力量、電気料金の額が分かる書類の写し
- (3) 支給対象経費の支払状況が分かる書類の写し。ただし、前号の書類で確認できる場合は、添付を省略できるものとする。
- (4) 申請者が個人事業主である場合は、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等の写しをいう。）
- (5) 申請者が法人である場合は、登記事項証明書
- (6) 預金通帳の写し等支援金の振込先が確認できる書類
- (7) 納税証明書等町税に滞納がないことを証する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(支給の決定及び通知)

第7条 町長は、提出のあった申請書の内容を審査し、支援金の支給の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、支援金を支給することと決定した場合は南三陸町高圧電力利用事業者電気料支援金支給決定通知書（様式第3号）により、支援金を支給しないことと決定した場合は南三陸町高圧電力利用事業者電気料支援金不支給決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し及び返還)

第8条 町長は、支援金の支給を決定した後において、第6条の規定により提出された申請書及び添付書類の内容に虚偽その他の不正があったことが判明したときは、当該支給の決定を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、当該支給を受けた者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告及び検査)

第9条 町長は、支援金の支給の決定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年12月26日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示による支援金の支給を受けた者が第8条の規定に該当した場合の処分は、なお従前の例による。